

## 就実大学・就実短期大学公的研究費の不正防止実施計画

本学における公的研究費等の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止実施計画を策定する。

### 1. 機関内の責任体制系の明確化

#### (1) 最高管理責任者：学長

本学における公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

#### (2) 統括管理責任者：事務部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について統括する。

#### (3) コンプライアンス推進責任者：各学部長

公的研究費等の運営及び管理について責任と権限を有し、コンプライアンス教育及び研究倫理研修を実施する。

#### (4) 研究倫理教育責任者：産学官地域連携センター長

コンプライアンス推進責任者を統括し、コンプライアンス教育及び研究倫理研修会を実施する。

#### (5) コンプライアンス推進副責任者

必要に応じて、コンプライアンス推進責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置くことがある。

### 2. 各規程等及び学内ルールの見直し・明確化・周知

公的研究費等の各規程、学内ルールとその運用に齟齬や実態との乖離がないか常時確認し、関係規程等の見直しを行う。また、通知や学内説明会で公的研究費に関するルールの周知徹底と意識向上を図る。

### 3. 納品・検収

物品等の納品については必ず教務課分室、薬学分室、情報センターのいずれかの検収（日付入の受付印）を受けるとする。また、旅費等については事実確認を行ったうえで精算する。

### 4. 予算執行状況の把握

予算の執行に際して、科研費プロの使い方を再度説明会の際に周知し、教員自ら執行状況を確認できる体制であることを認知させる。また事務も予算の執行状況を定期的に確認し、今後の執行計画について確認する。

#### 5. 定期的なモニタリング

研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者及び事務担当者を対象に定期的に所属部局の公的研究費等受領者のモニタリングを行う。また年に一度の内部監査でなるべく多くの課題を監査し研究者に監査されていることの意識を持たせる。

#### 6. 情報の公開

本学のホームページに「就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」を含め総ての公的研究費等にかかる規程やルール等を公開する。

#### 7. 定期的な基本方針・実施計画の見直し

優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に基本方針・実施計画見直しを行う。